

平成29年度八頭町農業委員会初総会 議事録

招集年月日 平成29年7月20日(木)

招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

開 会 平成29年7月20日(木) 午前10時00分宣告

出席委員

1番	丸山 武	2番	山根 祐一	3番	小林 孝
4番	西田 悦子	5番	木原さち子	6番	綾木 晴子
7番	谷尾 友枝	8番	田中 正則	9番	河村 久雄
10番	横山 和男	11番	山崎 幸臣	12番	宮本彰太郎
13番	西村 辰寿	14番	田中 豊秋		

欠席委員

なし

本会に職務のために出席した者の職氏名

農業委員会事務局 局長 山下 真一 副主幹 蓮佛知香 主任 田淵裕二

議案 別紙のとおり

議事日程 別紙のとおり

議事録署名委員の指名(議席番号)

1番 山根 祐一委員 2番 西田 悦子委員

## 初総会日程

### 開会前任命書交付

平成29年7月20日(木) 午前10時00分開議

#### 日程 第 1 開 会

” 第 2 町長あいさつ

” 第 3 仮議長の選出

” 第 4 議事録署名委員の指名

” 第 5 議事日程

日程1 会長及び会長職務代理者の選出について

日程2 議席番号の決定について

日程3 議 事

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱決定について

議案第2号 一般社団法人鳥取県農業会議会員の決定について

議案第3号 各農業委員の担当地区の決定について

議案第4号 各種委員の選出について

日程4 部会の設置について

” 第 6 その他

” 第 7 閉 会

○議事等の経過

〈選任書交付〉

司会（局長）

皆さんおはようございます。

本日は皆様お忙しいところご出席ありがとうございます。

それでは、早速、町長より任命書を交付させていただきます。お一人ずつ、お名前をお呼びいたしますので、町長の前までお越し頂きますようお願いいたします。

（町長選任書 交付）

司会（局長）

以上で選任書交付を終了します。

そういたしますと、引き続いて八頭町農業委員会総会を開催いたしますので、お席にお着きください。

司会（局長）

ただいまより平成29年度八頭町農業委員会初総会を開催させていただきます。

八頭町農業委員会会議規則第6条により、会議の成立は過半数の定足数となっております。ただいまの出席委員は、定員14名中出席委員14名で全員出席であり、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

本日は、八頭町農業委員会の委員改選後の初会議でございます。

八頭町農業委員会委員改選後の最初の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、八頭町長が招集させていただいております。

それでは本総会を招集いたしました、吉田町長にごあいさつをいただきます。

吉田町長よろしく申し上げます。

吉田町長

（町長あいさつ）

司会（局長）

ありがとうございました。それでは、農業委員の皆様の御紹介に移らせていただきます。

本日は、改選後初の顔合わせでございますので、大変恐縮ではございますが、各委員、自己紹介でお願いしたいと思います。それでは、丸山委員から順次お願いいたします。

各委員

（順次自己紹介）

司会（局長）

どうもありがとうございました。

続きまして、農業委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。

事務局職員

(事務局職員自己紹介)

司会 (局長)

さて、皆様には大変恐縮でございますが、吉田町長は、この後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

(町長退席)

司会 (局長)

次に、議事に入ります前に、2点ほど御説明申し上げます。

1点目は、議席についてでございます。

本日は、議会の同意議案の議案番号順にお座りいただいております。正式な議席につきましては、後ほど決定しますが、この仮議席のまま会議を進めさせていただき、本日午後の会議から、議席順にお座りいただきたいと思っております。

2点目は、議長の件でございます。議長につきましては、八頭町農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長になることになっております。

本日は、農業委員改選後、初の総会でございますので、会長が選任されておられません。従いまして、議事を進める都合上、この後、会長が選出されるまでは、仮議長を選出し、議事の進行をお願いしたいと思います。

仮議長の選出でございますが、慣例では、年長の方に仮議長の職務をお願いしております。本日の臨時総会も、これまでの慣例にのっとった形で進めたいと考えております。よろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

司会 (局長)

特に御異議ありませんようでしたら、慣例に従って進めさせていただきます。今回の委員中、最年長委員は、河村久雄委員でございますので、河村委員に仮議長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

司会 (局長)

特に御異議がないようですので、河村委員におかれましては、こちらの議長席へお移りいただくようお願いいたします。

臨時議長 (河村)

ただいま御指名いただきました河村でございます。会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

初めに議事録署名人を選出したいと思っておりますが、議長指名でよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

- 臨時議長（河村） それでは、議事録署名人には、後ほど行われます議席の指定で、議席番号1番及び2番に決定された委員にお願いいたします。  
 それでは議事日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。  
 それでは日程1、「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局（局長） 「会長及び会長職務代理者の選出について」御説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、八頭町農業委員会会長及び会長職務代理者2名の選出をお願いするものでございます。会長職務代理者については、第1順位、第2順位の順位も決定ください。選出方法につきましては、委員の互選によると定められております。  
 参考にこれまでの決定は、郡家、船岡、八東の旧町毎に代表者を選出し、その中で会長1名と職務代理2名を決定しております。また、会長職は平成17年が八東、平成20年が郡家、平成23年が船岡、平成26年が八東の順に回っており、この法則では郡家が会長職の回り順番となります。以上です。
- 臨時議長（河村） ただいま事務局から説明がありましたように、選出は委員の互選によるということです。また以前の状況もお聞きのとおりですが、いかがいたしましょうか。
- 横山委員 県農業会議総会に前会長の代理で出席したことがあります。その時に感じたことは、八頭町の農業委員会の会長はころころ変わっているということです。頻繁に変わるのも県下でも良いポジションに置かれていないのではということを感じました。農業会議でも会長は続けて何期かされています。八頭町としてもしかるべき会長になれる方がおられましたら、何期でも続けてされる方がよいと感じました。この点は改善するべきではないでしょうか。
- 臨時議長（河村） 横山委員の言われたことは大事なことだと思います。農業委員選出の段階で選出方法を考えないといけないということもあったかと思えます。  
 そうしますと選出方法としては、会長を互選、無記名選挙、3地区から選考委員を選出して決定といった方法が考えられます。どういう方法で選ぶのか皆さんの意見をお聞きしたいです。
- 丸山委員 互選ということもありますが、まずは立候補を募り、それでなければ地区ごとの選考委員に出てもらい決定すればいいのではないのでしょうか。
- 臨時議長（河村） 今2つの方法、まず立候補、3地区の代表による推薦の方法がありました。皆様のご意見はどうでしょう。

- 西田委員 横山委員の言われたことも良くわかります。選出する時に初対面で選ぶのは難しいと思いますので、地域ごとに分かれて1名選出するというのはどうでしょう。選ばれた3名から会長、職務代理を決めるということではどうですか。
- 臨時議長（河村） 少し難しいように思いますが、結論から言いますと選考委員で選ぶということでしょうか。ベストな方法と思いますのは、丸山委員が言われた立候補を募り、2名あれば選挙にしてもいいと思います。みなさんのご意見をお願いします。
- 宮本委員 立候補をまず募ってみては。一つずつ詰めていきましょう。
- 臨時議長（河村） そうしますと、立候補について伺います。立候補をしたいという方がおられましたら挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手なし）
- 臨時議長（河村） 立候補なしということですので、選考委員を出して推薦ということでもいいでしょうか。
- 宮本委員 初めての委員が多いので、我々だけでは判断しにくいです。事務局長は農業委員の選出については苦慮されたので良く分かるのではないのでしょうか。局長を含めて4人で選考してはどうでしょう。
- 臨時議長（河村） 局長は事務局ですので、情報提供というかたちで加わってもらうということでもいいでしょうか。
- 丸山委員 選考委員は3名にするのか、若しくはその地区で十分に話をして2名出られて6名で決めるというのはどうですか。
- 臨時議長（河村） 地区の全体的な立場の人もおられます。3人出て、女性から1名出るということもあります。選考委員の会をする前に、地区で話し合っていたきたいです。
- 小林委員 会長の仕事はどういうことがあるのでしょうか。また、職務代理者はどういった仕事があるのでしょうか。
- 局長 会長は本会を代表されて県農業会議の代表会員になられます。理事会、総会へ出席されます。また、全国会長大会が年2回開催されますのでそれに出席されます。町農業振興協議会、人・農地の会の会員になり会への出席があります。平日昼間の会が月1回程度、総会シーズンになれば月に2,3回の出席要請があります。会長職はそれなりの出役が伴います。  
職務代理者については、農作業標準賃金検討会への出席、会長の補佐になりますので会長に事故があった場合は代理を務めます。会

長が急用で出席できない場合には代理出席をお願いしますので一般委員よりは出役数は多いです。

山崎委員

提案ですが、元、前職という方がおられます。この雰囲気、流れを掴めておられると思いますので、その方を中心に進めてもらえればと思います。

臨時議長（河村）

そのようか方が選考委員になられてもいいですし、それは話として皆さんに聞いてもらえればと思います。それでは、選考委員を出して選ぶということでいいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

臨時議長（河村）

次は何名にするのかということになります。どういった委員数にしましょうか。

小林委員

地区は大事だと思います。今回 14 名の委員数となり前回の約半数となっています。各地区の人数も少なくなっています。郡家は 7 名、八東 4 名、船岡 3 名です。このあたりを考慮して人数を出していただきたいです。

臨時議長（河村）

選考委員を郡家 2 名、八東 1 名、船岡 1 名、女性 1 名という方法ではどうでしょう。

委員一同

（異議なし）

臨時議長（河村）

11 時 15 分よりこの会を再開します。それまでに選考委員を選出してください。

（11 時 20 分再開）

臨時議長（河村）

選考委員を発表します。女性から西田委員、郡家地区から田中正則委員、宮本委員、船岡地区から西村委員、八東地区から田中豊秋委員、以上 5 名と局長で選考をお願いします。

（11 時 20 分 選考委員は控室へ 局長同席）

－（休憩）－

（11 時 30 分 再開）

臨時議長（河村）

それでは選考委員長より報告をお願いします。

宮本委員

選考委員会で選考した結果、会長に横山和男委員、第 1 順位の会長職務代理者に小林 孝委員、第 2 順位の会長職務代理者に西村辰寿委員です。

臨時議長（河村） それでは皆様におはかりいたします。  
 会長を横山和男委員、第1順位の会長職務代理者に小林 孝委員、第2順位の会長職務代理者に西村辰寿委員とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員一同 （挙手多数）

臨時議長（河村） 挙手多数と認めますので、会長に横山和男委員、第1順位の会長職務代理者に小林 孝委員、第2順位の会長職務代理者に西村辰寿委員とすることに決定いたしました。  
 それでは会長及び会長職務代理者が決定しましたので、ここで仮議長の任を解かさせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会（局長） 河村委員、ありがとうございました。元の席にお戻りください。  
 それでは、ただいま会長に選出されました横山和男委員と会長職務代理者に選出されました小林 孝委員、西村辰寿委員におかれましては、こちらの会長席と会長職務代理者席へお移りください。  
 それでは、各委員に会長及び職務代理者への就任のごあいさつをお願いしたいと思います。  
 まず会長となられました横山和男委員よりお願いいたします。

横山会長 （挨拶）

司会（局長） ありがとうございました。次に、会長職務代理となられました小林 孝委員と西村辰寿委員に続けてご挨拶をお願いいたします。

小林職務代理 （挨拶）

西村職務代理 （挨拶）

司会（局長） この後の進行については、八頭町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、横山会長をお願いいたします。

議長（会長） それでは、議事を進めたいと思います。日程2、「議席番号の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議席番号の決定について」、御説明申し上げます。  
 議席につきましては、八頭町農業委員会会議規則第7条の規定により、あらかじめくじで定めることとなっております。  
 これまでの慣例では、会長と会長職務代理者につきましては、議席番号を最後にまとめることとしており、今回の場合、会長は12番、会長職務代理者を13と14番とさせていただきます。他の委員の皆様につきましては、必然的に1番から11番の番号となります。決定に当たりましては、まず、くじを引く順番を決めるくじを

行い、次に議席番号を決めるくじを行って決定いたします。  
以上の段取りとさせて頂きたいと存じます。皆様のご了承をお願いいたします。

議長（会長）

議席決定については先ほど事務局が説明したとおりです。  
この方法による決定にご異議ございませんか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしとのことですので、早速議席番号を決めたいと思います。事務局は作業に掛かってください。

事務局

それでは、1番から11番までの議席番号を指定するためのくじを引いていただきます。

事務局職員が抽選箱を持って、委員の席を回りますので、順に箱の中の抽選棒をお引きください。

（事務局職員が机の内側に入り、順にくじ引きを行う）

丸山委員6番、山根委員3番、西田委員2番、  
木原委員9番、綾木委員11番、谷尾委員10番、  
田中正則委員8番、河村委員5番、山崎委員4番、  
宮本委員7番、田中豊秋委員1番

「くじを引く順番」が決まりましたので、順に「議席を決める」くじ引きをお願いいたします。

議席順が決まりましたので、1番から順に報告いたします。  
1番山根委員、2番西田委員、3番山崎委員、4番田中豊秋委員、  
5番綾木委員、6番丸山委員、7番河村委員、8番田中正則委員、  
9番木原委員、10番谷尾委員、11番宮本委員、12番横山会長  
13番小林職務代理、14番西村職務代理、  
と決定しました。

冒頭にも申し上げましたが、この午前中の会議につきましては、この仮議席のまま会議を進めさせていただき、本日午後の会議から、議席順にお座りいただくよう準備させて頂きたいと思っております。  
よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議席番号が決定いたしましたので、本日の議事録署名人については、議席番号1番の山根委員と2番の西田委員をお願いいたします。

それでは次に日程第3の議事に入ります。

議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱決定について」、御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正にともない、改正後の農業委員会は新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することになりました。

このため、同法の規定に基づき、農業者等に委員候補者の推薦を求めるとともに募集を行った結果、定数14名に対し13人の推薦及び1人の応募がありました。この度、農業委員会として委嘱するに当たり、議案に記載のこの方々を農地利用最適化推進委員として決定することについて、承認をいただくものでございます。

どの方につきましても、地域の推薦または承認を受けておられ、全員が、多少の差はありますが農業を営んでおられ、地域の農業事情にも精通している方です。

なお、委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、本町の条例で定数14人とそれぞれの担当地域も定めております。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（会長）

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

質疑はないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）

全員挙手と認めます。よって、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱決定について」は、原案のとおり決定されました。

つぎに議案第2号「一般社団法人鳥取県農業会議会員の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

一般社団法人鳥取県農業会議は、県下の各市町村農業委員会の上部団体に当たるもので、指導、助言、業務支援また情報提供と農業委員会のバックアップをいただいている団体であり、農業委員会に関する法律第42条に規定する農林水産大臣から鳥取県の農業委員会ネットワーク機構として指定を受けている団体でもあります。

この鳥取県農業会議には定款第6条で構成員の規定があり「本県内の市町村に置かれる農業委員会の会長または当該農業委員会が指名した委員」が第1号会員になる事が規定されております。

事務局の案といたしましては、会長である横山委員を選出されることが通常であると思います。

議長（会長）

事務局の説明では会長が指定の会員となるべきとのことですので

で、私、横山和男が鳥取県農業会議の会員となるということでご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) それでは改めておはかりいたします  
議案第2号「一般社団法人鳥取県農業会議会員の決定について」は、私、横山和男を当該会員に決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員一同 (挙手多数)

議長 (会長) 挙手多数と認めます。よって、議案第2号「一般社団法人鳥取県農業会議会員の決定について」は、私、横山和男が当該会員に決定されました。  
つぎに議案第3号「各農業委員の担当地区の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 5 ページをご覧ください。「農業委員担当地区 (案)」として、各委員の担当地区を挙げております。  
本案ですが、先ほど委嘱決定して頂いた各農地利用最適化推進委員の担当地区と同一としております。これは、各地区で農業委員と農地利用最適化推進委員がお互い連携して、農地の集積、遊休農地の解消等に取り組んで頂くことが最適ではないかと考え、こうさせていただいたものです。他のご意見もあろうかと思いますが、八頭町はこの2人3脚を想定して各農業施策を進めて参りたいと考えておりますので、なにとぞご理解のうえ、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 (会長) これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 質疑なしということで、採決に入りたいと思います。  
議案第3号「各農業委員の担当地区の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員一同 (挙手多数)

議長 (会長) 挙手多数と認めます。よって、議案第3号「各農業委員の担当地区の決定について」は、原案のとおり決定されました。  
つぎに議案第4号「各種委員の選出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 6 ページ「各種委員選出について」をご覧ください。

町条例・要綱等により各種委員会、審議会の委員に農業委員から選任される規定がございます。

企画課地方創生室の担当で「過疎地域自立促進計画専門委員会委員」を1名、担当課は八東地域の女性委員をお願いしたいとの希望を持っているようです。

次に、「辺地計画専門委員会委員」を1名、これも出来れば女性委員をお願いしたいとのことでした。

次に「振興審議会委員」を1名、これについては以前より会長職の委員が就いてきた過去があります。

次に、地籍調査課の担当で「地籍調査推進委員会委員」を旧町の各地域から1名ずつ、合計3名の委員選出です。

なお、どの会議も年間1回程度の開催です。

以上4会議6名の選出をよろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいま事務局から説明がありましたように、計6名を選出する必要があります。

どのように決定したらいいでしょうか。ご意見をお願いいたします。

河村委員

任期はいつからいつまでですか。

事務局

「過疎地域自立促進計画専門委員会委員」「辺地計画専門委員会委員」については、前委員の任期が3月31日で終了しておりますので、次回召集された時からが任期になります。また、「地籍調査推進委員会委員」は今の任期が平成30年3月31日までですので前委員の残任期間を継ぐことになります。事務局としましては、委員決定のために召集するのではなく、予め決定しておきたいということです。

河村委員

分かりました。

議長（会長）

各種委員決定について事務局に案はありますか。

事務局

そうしますと、恐れながら事務局案と言うことで提案させていただきます。

「過疎地域自立促進計画専門委員会委員」に木原さち子委員、「辺地計画専門委員会委員」に谷尾友枝委員をお願いできたらと考えております。「八頭町振興審議会委員」については、歴代の会長がなっておりますので、今回も会長の横山委員をお願いし、「地籍調査推進委員会委員」については、各地域の委員で協議・決定いただき、後ほど事務局にご報告願えればと考えております。

議長（会長）

事務局案についてご意見等ございませんか。

木原委員

確か「過疎地域自立促進計画専門委員会委員」には主人が委員として出席していますので、西田委員に変更していただけないでしょ

うか。

事務局

この場で変更させていただいてよろしいでしょうか。

西田委員

分かりました。

議長（会長）

その他意見等はありませんか。

委員一同

（質問・意見なし）

議長（会長）

異議なしとのことです。裁決をとります。

事務局案は「過疎地域自立促進計画専門委員会委員」に西田悦子委員、「辺地計画専門委員会委員」に谷尾友枝委員、「八頭町振興審議会委員」は、私横山、「地籍調査推進委員会委員」については、この後、各旧町地域の委員で決めていただき、事務局に報告する。ということ。おはかりいたします。

議案第4号「各種委員の選出について」、は事務局案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員一同

（挙手多数）

議長（会長）

挙手多数と認めます。よって、議案第4号「各種委員の選出について」は、事務局案のとおり決定されました。

それではこれで日程第3の議事事項を終了します

次に日程第4「部会の設置について」です。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農業委員会に関する法律第16条で「農業委員会に、農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことが出来る」とされております。

これは出来る規定であり、置かないことも可能ですが、以前の八頭町農業委員会には、別紙の部会規約もあり、総務部会、農政部会、農地部会と、3つの部会を設置していたところです。

今回の法改正では、区域を分けての部会設置と定められ、事務の内容別の部会の設置は、法的にはなくなったものです。たとえば言えば広大な面積を持つ農業委員会がその地域を分けて設置するといったことを想定した部会ということ。す。

なお、設置してはいけないということではなく、法に関係ない任意のものであれば設置は可能です。

ただ、部会が行う明確な業務を検討してから設置しても遅くないのではないかと、また、他市町村の動向や先進事例などを参考にしながら調査研究してからとも事務局では考えているところです。

については、この部会設置につきましては事務局で調査研究に期間をいただきまして、しかるべき時に提案させて頂き協議をお願いしたいと考えているところです。

なにとぞご理解頂きますようお願いいたします。

議長（会長）

事務局では部会設置はもう少し後でということのようです。  
これについて質問意見はございませんか。  
なければこの部会設置については事務局の調査研究結果を待つて、検討協議するというにしたいと思っておりますがよろしいですか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

それでは部会については今回の設置は見送り、事務局の調査研究後に改めて協議をするということにします。

以上で本日の協議事項は終わりますが、皆様よりご意見やご質問はございませんか。

委員一同

（質問・意見なし）

議長（会長）

最後にその他です。

事務局より諸連絡があるようです。説明をお願いします。

事務局

この後の予定についてご説明いたします。

この後は午後1時まで昼食休憩をとっていただきます。

弁当を頼まれた方は控え室にご用意いたしましたので、そちらでとってください。同時に集金をさせて頂きたいと存じます。

別に昼食をとられる方は1時までにこの場にお帰り頂くようお願いいたします。

また、この会場は午後の会議に合わせ、机等の配置換えを行います。本日の資料やお手荷物は一旦控え室にお持ち頂くようお願いいたします。

次に午後の日程です。招集通知にも記載しておりましたとおり、午後1時より農地利用最適化推進委員への委嘱書交付式を行います。

その後、農業委員及び農地利用最適化推進委員の具体的な業務内容や細々な事務連絡を説明させていただき、休憩を挟みまして研修会を開催いたします。研修会講師は鳥取県農業会議の森井参与にお願いしております。

研修会終了後に広報使用の写真の撮影を行いまして、本日の日程は全部終了という予定としております。

長い一日となりますが、なにとぞ最後までよろしくようお願いいたします。

議長（会長）

ただいま事務局から説明のあった件についてご質問等はございませんか。

委員一同

（質問・意見なし）

議長（会長）

なければその他、ご意見やご質問はありませんか。

委員一同

（質問・意見なし）

議長（会長）

ないようですので、以上で、平成29年度八頭町農業委員会初総会を終了いたします。

（終了12時15分）